

紫波町障害者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

町は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律 50 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針を定める。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町長部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局とする。

3 調達物品等及びその目標

・物品（印刷紙、ウエス、花苗、その他）	5 0 千円
・役務（障子張替え、その他）	1 0 千円

4 調達の実施

障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、紫波町契約規則（平成 28 年規則第 24 号）第 14 条の規定に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等と随意契約（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）により契約を締結するものとする。

5 調達実績の公表

調達実績については、概要をとりまとめ翌年度中に町ホームページ等により公表する。

6 当該調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、生活部健康福祉課とする。ただし、公契約に関する窓口は企画総務部総務課とする。

7 その他

- (1) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づいて設置されたシルバー人材センターや地元中小企業等に十分配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進める。
- (2) 調達した物品等に対し、発注した部署、受注した障害者就労施設等から十分意見聴取し、双方の益につながるよう調達業務の改善に努める。